（抵当証券法の一部改正）

第七条　抵当証券法（昭和六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号中「ニシテ其ノ弁済期ガ抵当権者ノ債権ノ弁済期以前ニ到来スルモノ」を削る。

第四十条中「民法第四百七十条、第四百七十二条、商法第五百十六条第二項、第五百十七条、第五百十八条」を削り、「、第六十九条及民法施行法第五十七条」を「及第六十九条」に改める。

（抵当証券法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　施行日前の原因に基づいて債権が生じた場合におけるその債権を理由とする抵当証券の交付又は再交付に関する異議については、前条の規定による改正後の抵当証券法（以下この条において「新抵当証券法」という。）第七条第一項第四号（新抵当証券法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に発行された抵当証券については、新抵当証券法第四十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（手形法の一部改正）

第九条　手形法（昭和七年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「指名債権」を「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第四節ノ規定ニ依ル債権」に改める。

第二十条第一項ただし書中「指名債権」を「民法第三編第一章第四節ノ規定ニ依ル債権」に改める。

第四十八条第一項第二号中「年六分ノ率」を「法定利率（国内ニ於テ振出シ且支払フベキ為替手形以外ノ為替手形ニ在リテハ年六分ノ率次条第二号ニ於テ同ジ）」に改める。

第四十九条第二号中「年六分ノ率」を「法定利率」に改める。

第七十一条中「中断ハ」を「完成猶予又ハ更新ハ」に改め、「中断ノ」を削る。

第八十六条を次のように改める。

第八十六条　裏書人ノ他ノ裏書人及振出人ニ対スル為替手形上及約束手形上ノ請求権ノ消滅時効ハ其ノ者ガ訴ヲ受ケタル場合ニ於テ前者ニ対シ訴訟告知ヲ為シタルトキハ訴訟ガ終了スル（確定判決又ハ確定判決ト同一ノ効力ヲ有スルモノニ依リテ其ノ訴ニ係ル権利ガ確定セズシテ訴訟ガ終了シタル場合ニ在リテハ其ノ終了ノ時ヨリ六月ガ経過スル）迄ノ間ハ完成セズ

前項ノ場合ニ於テ確定判決又ハ確定判決ト同一ノ効力ヲ有スルモノニ依リテ其ノ訴ニ係ル権利ガ確定シタルトキハ時効ハ訴訟ノ終了ノ時ヨリ更ニ其ノ進行ヲ始ム

（手形法の一部改正に伴う経過措置）

第十条　施行日前に満期が到来した為替手形又は約束手形の所持人の遡求権については、前条の規定による改正後の手形法（以下この条において「新手形法」という。）第四十八条第一項（新手形法第七十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に支払をした為替手形又は約束手形を受け戻した者のその前者に対する請求権については、新手形法第四十九条（新手形法第七十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　施行日前に前条の規定による改正前の手形法（以下この項において「旧手形法」という。）第七十一条（旧手形法第七十七条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十六条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（小切手法の一部改正）

第十一条　小切手法（昭和八年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「指名債権」を「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第四節ノ規定ニ依ル債権」に改める。

第二十四条第一項中「指名債権」を「民法第三編第一章第四節ノ規定ニ依ル債権」に改める。

第三十三条中「又ハ行為能力ヲ失フモ」を「意思能力ヲ喪失シ又ハ行為能力ノ制限ヲ受クルモ」に改める。

第四十四条第二号中「年六分ノ率」を「法定利率（国内ニ於テ振出シ且支払フベキ小切手以外ノ小切手ニ在リテハ年六分ノ率次条第二号ニ於テ同ジ）」に改める。

第四十五条第二号中「年六分ノ率」を「法定利率」に改める。

第五十二条中「中断ハ」を「完成猶予又ハ更新ハ」に改め、「中断ノ」を削る。

第七十三条を次のように改める。

第七十三条　裏書人ノ他ノ裏書人及振出人ニ対スル小切手上ノ請求権ノ消滅時効ハ其ノ者ガ訴ヲ受ケタル場合ニ於テ前者ニ対シ訴訟告知ヲ為シタルトキハ訴訟ガ終了スル（確定判決又ハ確定判決ト同一ノ効力ヲ有スルモノニ依リテ其ノ訴ニ係ル権利ガ確定セズシテ訴訟ガ終了シタル場合ニ在リテハ其ノ終了ノ時ヨリ六月ガ経過スル）迄ノ間ハ完成セズ

前項ノ場合ニ於テ確定判決又ハ確定判決ト同一ノ効力ヲ有スルモノニ依リテ其ノ訴ニ係ル権利ガ確定シタルトキハ時効ハ訴訟ノ終了ノ時ヨリ更ニ其ノ進行ヲ始ム

（小切手法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　施行日前に振り出された小切手の効力については、前条の規定による改正後の小切手法（以下この条において「新小切手法」という。）第三十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に小切手を提示したその所持人の遡求権については、新小切手法第四十四条（新小切手法第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　施行日前に支払をした小切手を受け戻した者のその前者に対する請求権については、新小切手法第四十五条（新小切手法第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　施行日前に前条の規定による改正前の小切手法第五十二条又は第七十三条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（刑事補償法の一部改正）

第十三条　刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「すでに」を「既に」に、「年五分の割合」を「徴収の日の翌日の法定利率」に改め、同条第六項中「すでに」を「既に」に、「、又」を「、また」に、「年五分の割合」を「徴収の日の翌日の法定利率」に改める。

（刑事補償法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　施行日前にされた罰金、科料又は追徴の執行による補償については、前条の規定による改正後の刑事補償法第四条第五項及び第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（自動車抵当法の一部改正）

第十五条　自動車抵当法（昭和二十六年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「附加して」を「付加して」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「定が」を「定めが」に、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四条の規定により他の債権者が債務者の行為を取り消す」を「債務者の行為について民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をする」に改める。

（航空機抵当法の一部改正）

第十六条　航空機抵当法（昭和二十八年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「附加して」を「付加して」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「定が」を「定めが」に、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四条の規定により他の債権者が債務者の行為を取り消す」を「債務者の行為について民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をする」に改める。

（建設機械抵当法の一部改正）

第十七条　建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十条中「附加して」を「付加して」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「定が」を「定めが」に、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四条の規定により他の債権者が債務者の行為を取り消す」を「債務者の行為について民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をする」に改める。